

平成28年第3回大月市農業委員会委員総会会議録

開催日時 平成28年3月25日(金) 午後2時00分から

開催場所 大月市民会館4階会議室

出席委員

会 長	1 番	宮 咲 寛也
委 員	2 番	西 村 恒男
	3 番	志 村 喜光
	4 番	平 井 美孝
	5 番	今 泉 治通
	7 番	蔦 木 正彦
	8 番	小 宮 山 篤
	9 番	小 林 恒雄
	11 番	久 嶋 良元
	12 番	古 田 政義
	13 番	米 山 義一
	14 番	渡 邊 克典
	15 番	天 野 千明
	16 番	小 宮 文男
	17 番	和 田 廣行
	18 番	小 林 良次
	19 番	梶 原 勝
	21 番	金 井 信

欠席委員	6 番	萩 原 剛
	10 番	小 俣 昭男
	20 番	鈴 木 章司

1 互礼

2 開会

定刻になりましたので、ただ今から平成28年第3回大月市農業委員会委員総会を開催致します。

3 会長挨拶

皆さんこんにちは。万物等しく生氣躍動する好季節となつてまいりました。桜のたよりもちらほら聞かれるところでございますけれども、まだまだ冬のなごりが去り上がる時期でもあり、各位におかれましては健康管理に十分配慮されますようご祈念を申し上げる次第でございます。本日は平成28年第3回、年度で言いますと平成27年度最後の総会となるわけでございます。ご存じのとおり4月になりますと新しい農業委員会法で運営があります。今回を持って旧法での進み方は終わりになるということでございますのでご承知おきを願いたいと思います。本日は、またお忙しいところを28年度第3回大月市農業委員会委員総会を招集しましたところ、いよいよ蒔きもの等が始まる時期でございます、芋蒔き等行った方もあるかと思っておりますけれども、いよいよ農作業がこれから始まります。何かとそんなご多用の中、繰り合わせご出席を賜りまして誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

本日の案件は、農地法3条案件が1件、第4条案件が1件、農地法第5条案件4件であります。本総会がスムーズに進行されますようお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

#### 4 開会宣言

宮咲会長 本日は萩原剛委員、鈴木章司委員が欠席ですが、小俣昭男委員、遅れて来るとしておりますけれども、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定による定足数に達しておりますので本総会の成立することを宣言いたします。

#### 5 議長選出

事務局 大月市農業委員会総会会議規程第3条に基づき議長を会長にお願い致します。

#### 6 議事録署名委員の指名

議長 3番 志村 喜光委員、4番 平井 美孝委員を指名する。

#### 7 議案審議

議長 それでは規約に従いまして、恒例のとおり議事を務めさせていただきます。進行に当たりましてはご協力を賜りますようお願い申し上げます。挨拶とします。

まず、議事録署名委員の指名を行います。3番 志村喜光委員、4番 平井美孝委員を指名致します。お願い致します。

日程第7、これより議案審議を行います。  
議案第9号、農地法第3条の規定による許可申請に対し許可を求める件。  
後記のとおり農地法第3条の規定による農地等の権利の移転及び設定の許可申請があったので許可を求める。担当委員の説明を求めます。  
久嶋良元委員よりよろしくお願い致します。

久嶋委員        それでは、説明させていただきます。

議案第9号番号1、土地、農地の所在、大字〇〇町〇〇字〇〇、地番×××の×、地目、登記簿畑、現況畑、農振区分、農振外、面積ですが271平米、権利種別、3条有償移転、譲渡人氏名住所、●●●●、神奈川県〇〇市〇〇×丁目×番地×、譲受人氏名住所、●●●●、大月市〇〇町〇〇××番地、経営面積、自営で39.1アールです。譲受人の農業経営の拡大ということでございます。

●●●●さんにつきましては、家・屋敷から農地全てを売却するという事です。今、神奈川県の●の所に住んでおまして、これまでも昨年4件申請がでしております。●●●さん、●●●●と隣の●●●●さんと●●●●さんの4件出ております。今回の●●●●さんで5件目になります。まだ、土地を持っているようです。●●●●さんは、●●さんの横に●●●●さんが住んでいてその隣の方です。●●関係になるようです。

場所を申し上げますと中央道のトンネルをこぐって真直ぐ行きますと〇〇の〇〇に行きます。そうじゃなくて、〇〇を西へ50メートルぐらい行った所を西からずっと上に行きます。すると左側に〇〇の〇〇があります。この点線は全部〇〇です。〇〇の入り口に駐車場がありますので、そこに車を駐車して、下の赤道を西に向かって行きますとそこに申請地があります。この間、●●さんと話したんですが東側はトラクターを入れて綺麗に整備してある。西側も耕運機、下の人も耕運機で、この周辺の方は皆綺麗に春野菜の耕作がされている。私もここを買ういじょうは隣、近所に迷惑をかけないように、しっかり耕作すると言っています。もうお父さんも亡くなって、お母さんと相談したら親戚だから買おうということでここを買ってやっていく。××歳ですから頑張るそうです。以上です。

議 長        担当委員の説明が終了いたしました。久嶋委員ご苦労さまでした。ただいまの説明に対して何か質疑がございますか。

(異議なしの声)

議長 異議なしの声もありますので質疑を打ち切り、採決を行います。許可に賛成の方は挙手願います。ありがとうございました。全会一致で許可と決定いたします。

議長 それでは次に移ります。  
議案第10号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し意見を求める件。後記のとおり農地法第4条第1項の規定による農地等の使用目的変更申請があったので意見を求める。担当委員の説明を求めます。金井信委員、お願い致します。

金井委員 それでは、議案第10号番号1について説明いたします。  
土地の所在、〇〇町〇〇字〇〇、地番×××の×、地目、登記簿畑、現況駐車場、農振区分、農振外、面積546平米、一筆計546平米、申請人氏名住所、●●●●●●●●、山梨県大月市〇〇町〇〇××番地、転用目的施設等、駐車場、転用理由、駐車場として利用。

場所ですが次の頁をお開きください。左の上の方に●●●●●●があるんですが●●●●●●から東の方向へ進みますと〇〇の〇〇〇があります。その先が今回申請地の●●●の〇〇になっております。昨年来●●●の整備を実施するために調査しましたところ、現在、●●●の●●●が使用している駐車場の土地の地目が畑になっていることが分かりました。そこで今回の申請となったわけです。本来であれば駐車場を設置する時に転用申請すべきであったのですが失念したということです。それで、始末書が添付してあります。

また、●●●は地区の災害時の避難場所にも指定されており、駐車場は地区の防災訓練や夏祭りの行事にも活用させていただいております。以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願い致します。

議長 始末書が入っていますか。読んでいただけますか。

金井委員 入っています。それでは読み上げます。

山梨県知事殿、●●●●●●●●。

始末書、この度、農地法第4条許可申請に当たり既に●●●の来客用の駐車場として使用致しておりますことは、法無知とはいえ誠に申し訳ありません。今般、●●●の整備を行うための調査をしましたところ、いまだに農地になっていることが分かり遅ればせながら本申請を致す次第です。何卒

寛大なご処置をお願い申し上げます。

議長 　ただ今、担当委員の説明が終了致しました。金井委員ご苦労さまでした。ただ今の説明に対して何かご異議ございますか。

（異議なしの声）

議長 　異議なしの声がありますので質疑を打ち切ります。採決を行います。許可してもよろしい方は挙手願います。ありがとうございました。全会一致で許可相当と決定します。この案件につきましては追認ということになります。

議長 　続きまして議案第11号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し意見を求める件。後記のとおり農地法第5条第1項の規定による転用のための権利の移転設定許可申請があったので意見を求める。担当委員の説明を求めます。番号1について天野千秋委員、お願いします。

天野委員 　それでは説明致します。

議案第11号番号1、農地の所在、〇〇町〇〇字〇〇〇、地番×××の×、地目、登記場畑、現況畑、農振区分、農振外、面積63平米、もう一筆ありまして、大字〇〇町〇〇字〇〇〇、地番×××の×、地目、登記簿畑、現況畑、農振区分、農振外、面積49平米、権利、所有権移転、譲渡人氏名住所、●●●●●●●●●●、東京都〇〇区〇〇〇〇×丁目××番××号、譲受人氏名住所、中●●●●●●●●●●、大月市〇〇町〇〇×××番地×、転用目的施設等、宅地の延長、転用理由、敷地の一部として利用。

場所ですが7頁をお開きください。県道金山線を入りまして●●●●●に上がる道に入ってくださいますと直ぐにまた右に行く道があるのですが、軽トラが入るくらいの道ですが、その道を進みますと●●●●●さんの自宅があります。その裏側と東側に申請地があります。小さな土地ですが現況は先ほど畑と言ったんですが実は雑種地みたいになっていまして、そこを敷地の一部として草を刈ったりしているということでした。この件ですが1月の総会で競売適格証明をいただきまして落札することができ、今回の申請になったわけです。以上です。

議長 　担当委員の説明が終了致しました。天野委員ご苦労様でした。ただいまの説明に対して何か質疑がございますか。



小宮山委員　それでは説明致します。

番号3、土地の所在、〇〇町〇〇字〇〇〇、地番×××の×、地目、登記簿畑、現況畑、農振区分、農振外、面積597平米、権利賃貸借、貸付人、●●●●●●、東京都〇〇〇市〇〇×丁目××番×号、借受人、大月市、山梨県大月市大月2丁目6番20号、転用目的施設等、駐車場、転用理由、職員駐車場として利用。

先月、萩原委員から×××の×が同じ駐車場として申請ができております。その隣になりますが9頁を見ていただければ分かります。猿橋中学校の西側にございまして、×××の×の西隣になっております。猿橋中学校の職員駐車場にしたいということです。よろしくお願い致します。

議長　担当委員の説明が終了しました。小宮山委員ご苦労様でした。ただ今の説明に対して質疑のある方は申し出てください。

(異議なしの声)

議長　異議なしの声がありますので、質疑を打ち切ります。採択を行います。許可してもよろしい方挙手願います。全会一意で許可相当と決定します。

議長　続きまして番号4について、担当委員の説明を求めます。久島良元委員お願い致します。

久嶋委員　それでは、説明致します。

番号4、土地、農地の所在、〇〇町〇〇字〇〇、地番××××の×、地目、登記簿畑、現況作業所、農振区分、農振外、面積807平米、権利、所有権移転、譲渡人氏名住所、●●●●●●、大月市〇〇町〇〇××番地×、譲受人氏名住所、●●●●●●、大月市〇〇町〇〇×××番地、転用目的施設等、作業所及び駐車場、転用理由、作業所及び駐車場として利用になっております。

10頁に地図が載っております。国道20号線から〇〇へ上って50メートルほど行くと右側に〇〇〇〇の●●がございまして。この脇を右側に行く道を行くと〇〇の本村に行くわけですが、これを左側の〇〇を上って行くと中央道の側道に通じる道です。家は二軒ほどしかないですが、その5・60メートル上がったところに●●●●●●●●という●●●●●●さんの●●があります。●●●●●●の●●を●●しているようです。現地はその●●の裏で8畝ばかりの土地です。

先に●●さんの話をしますが、私は●●さんに会っていないから始末書で説明したいと思います。30年ほど前に無許可で3間、5間という15坪の倉庫を作ってしまったらしいです。●●さんは○○の○○○の入り口の上にあった家です。それが○○○の隣に居を構えまして、●●●●●という●●の仕事をしています。30年前にこの畑に無許可で3間、5間の倉庫を建て、その横に資材を置いたようです。それが誠に申し訳なかったということで知事宛てに始末書がありますのでこれを読ませていただきます。

始末書。私はこの度、農地法第5条にかかる転用申請をお願い致しました。本件申請土地は、私が平成5年に夫の死亡により相続した土地ですが、申請地には夫が代表をしていました●●●●●の●●を一時保管するため、15坪ほどの簡易な倉庫を建築しましたが、倉庫の状況は30年ほど前とあまり変わっていないものの一部が壊れてしまっている状況です。

この度、申請地に隣接する●●●●●氏との間で申請地売却の話が持ち上がり、農地法に基づく正規な手続きを怠っていることを知った次第で、亡き夫のなしたこととはいえ、申請地の所有者として誠に申し訳なく深く反省しています。本件申請が許可された後は、許可の条件に基づき手続きを進めていく所存でありますので、ご寛大なるご高配を賜りたく、始末書をもって心からお願い申し上げます。

●●●●●さんが山梨県知事宛て書いたものです。次に●●さんの場合ですが、説明すると農振を除外したからいいだろうということで●●のつづぎに、また自分の●●を建てたということでそのことは勘違いで非常に申し訳ないと●●●●●さんからも始末書が山梨県知事宛て出ています。ちょっと長いですが読ませていただきます。

始末書。私はこの度、農地法第5条にかかる転用許可申請をお願い致しました。本件申請土地は、現在の所有者である●●●●●氏が平成5年に相続した土地で、現在の状況になったのは30年程前であると同氏から聞いています。

私は、本件申請地西側で事業を行っているところ、来客及び従業員の駐車場も不足しており近所の土地を借り受けている状況です。また、原材料搬出入用車両も敷地内に入らず道路に一時停車する実情にあるため、本件申請地所有者の●●●●●氏との間で私が譲り受けることになりました。

本件申請地は、農振地域だったことから平成26年12月26日、農地

法第5条の許可を条件とする所有権移転仮登記を登記しました。

その後、農振地域から除外された旨の報告を受けた後、私の知識不足から転用して差し支えないと勘違いをしてしまい、農地法第5条の許可を取得することなく、●●の●●●●を一部移転するとともに原材料及び製品を保管する建物を建築してしまいました。

以上、私の不注意と認識不足により、本件申請地を許可なく先行無断使用してしまいましたことにつきまして猛省するとともに、誠に申し訳なく心からお詫び申し上げます。おって、本件申請が許可された後は、許可条件等に沿うよう手続きを致します故、何卒ご寛大なるご高配を賜りたく、本書をもってお願い申し上げます。

どうも農振を除外されたからいいんじゃないかという勘違いの判断で倉庫を建ててしまったというようなことで、二人には大きな手落ちがある訳ですが、その状況について私も現地を見てまいりました。ひどいもので仮置きだとか倉庫があつて、その裏は沢で竹林です。そこにもコルゲートとか土管とかいっぱいあつて、草が生えないからいいかもしれませんが、資材が散乱していて、何とかならないか、片づけないとまずいいんじゃないかと話もしました。

隣地の地権者とはどうなっているか訊きましたら、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんと6人いるわけです。それが、皆さん快く同意して判子をついてくれたということです。そもそも〇〇にあれだけの●●●があつて、地元の人たちを●●●を入れて××人ほど使っているらしいです。そんなこともあるから同意してくれたかもしれません。是非穏便にお願い致します。

議長 担当委員の説明が終了致しました。久島委員ご苦労様でした。ただ今の説明に対して質疑のある方は挙手願います。

(異議なしの声)

議長 異議なしの声がありますので、質疑を打ち切り、採決を行います。許可してもよろしい方挙手願います。ありがとうございます。全会一意で許可相当と決定します。

議長 次に日程第8号報告事項を議題と致します。転用確認証明書及び返地届受理に対する報告。事務局より報告願います。



職務代理　それでは全ての審議が終了いたしましたので、これもちまして大月市農業  
委員会委員総会を閉会と致します。

1 0　閉会時刻　　　　　　　同日　　　午後 2 時 4 5 分

1 1　解散時刻　　　　　　　同日　　　午後 2 時 5 3 分